2/18 (月)~ 3/15 (金)

※ 2/24 (日)・3/2 (土)・3/10 (日)は、午前の部のみ受付





市県民税等申告相談

場所:市民交流センター(こもろプラザ2階)

申告が必要な人

▶市県民税の申告

平成 31 年1月1日現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。 ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要がありません。

- ○所得税の確定申告をする人
- ○給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている人
- ○公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている人
- ○確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている人
- ○遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの人
- ▶所得税の確定申告 ——

次のような場合に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。

- ○給与収入を年末調整していない人
- ○営業・農業・不動産等の所得がある人
- ○年末調整した給与以外に 20 万円を超える所得がある人

※これら以外にも申告が必要になる場合があります。 詳しくは佐久税務署にお問い合わせください。

▶佐久税務署での申告 -

次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。

- ○土地・建物や株式の売買(譲渡)があった人
- ○家屋の新築・増改築・購入等で初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする人 (バリアフリー改修、省エネ改修等を含みます。)
- ○仮想通貨、FX、J-REIT等がある人
- ○損益通算を必要とする人
- ○税務署から申告案内状が郵送された人
- ○消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の人
- ○過年度の申告をする人

※これら以外にも申告内容によっては佐久税務署を ご案内する場合があります。

申告相談に必要なもの(申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。)

- ○利用者識別番号が確認できる書類 (所得税の確定申告をする人)
- ○申告書
- ○給与や年金の源泉徴収票
- ○国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- ○生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- ○医療費控除の明細書
- ○障害者手帳、要介護認定書
- ○還付を受ける本人の通帳又は□座の控え
- ○営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と、収入・経費の確認できる帳簿や領収書など
- ○マイナンバーカード又は、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの